「リラクゼーションスペース(店舗)における COVID-19 対応ガイドライン 5.0」改定表

一般社団法人日本リラクゼーション業協会

リラクゼーションスペース(店舗)における COVID-19 対応ガイドライン 5.0 における 4.0 からの修正点は以下のとおりです。なお、修正・加筆に伴う通し番号等の変更は割愛しています。

修正前	修正後
<表紙>	<表紙>【修正】
リラクゼーションスペース(店舗)における	リラクゼーションスペース(店舗)における
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)
対応ガイドライン 4.0	対応ガイドライン 5.0
<表紙>	<表紙>【修正】
2020年3月6日策定(2021年11月15日改定)	2020年3月6日策定(2022年12月26日改定)
<2ページ>	<2ページ>【修正】
ガイドラインについては、営業の再開を図る際に	ガイドラインについては、営業の再開を図る際
求められる対応をお願いすることを目的として 4	に求められる対応をお願いすることを目的として
月 10 日に発表し、5 月 29 日に ver.2.0、令和 3 年	令和2年4月10日に発表し、5月29日に ver.2.0、
2月19日に ver.3.0 として改訂いたしました。	令和3年2月19日に ver.3.0、令和4年12月1日
そして現在、デルタ株等の変異株の拡大も踏ま	に ver.4 として改訂いたしました。
え、この度、ver.4.0 に改訂いたしました。	今回、2022 年 4 月 8 日に新型コロナウイルス感
	染症対策分科会から出された「現在の感染者数増
	加を契機とした急激な感染拡大を防止し社会経済
	活動を継続するための緊急メッセージ」における
	「急激な感染拡大を防止し、社会経済活動を継続
	する」という方向性を念頭に、必要な更新を行い、
	ver.5.0 に改訂いたしました。
<3ページ>	<3ページ>【修正】
デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・	オミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、接触
飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染	感染・飛沫感染・エアロゾル感染の経路に応じた
防止策を講じることも必要である。	感染防止策を講じることも必要である。
< 4 ページ>	< 4 ページ > 【修正】

【場面3】マスクなしでの会話

■ マスクなしに近距離で会話をすることで、飛 沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが 高まる。

【場面3】マスクなしでの会話

■ マスクなしに近距離で会話をすることで、飛 沫感染やエアロゾル感染での感染リスクが高 まる。

<5ページ>

●換気に当たっては、以下の厚生労働省の通知を 参照すること。

厚生労働省: 冬場における「換気の悪い密閉空間」 を改善するための換気の方法

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.htm

厚生労働省:熱中症予防に留意した「換気の悪い 密閉空間」を改善するための換気の方法

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/0006 40913.pdf

< 5ページ>

②密集場所

- お客さま同士が近距離になりすぎないよう 1m以上(できれば2m以上)の距離を確保す る。また、予約などを調整し、接客も最小人数 のセラピストにより対応すること。
- ◆ 休憩スペース内等の店舗内で、セラピスト間のフィジカル・ディスタンス(ソーシャル・ディスタンス)を1m以上(できれば2m以上)保つことが可能な程度の人員にてスペースの運営を行うこと。

<5ページ>

● セラピストとお客様の飛沫がお互いに直接接触しない工夫を最大限行うこと。具体的には、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、施術時にマスクの着用が困難な場合を除き、お客様にも常時正しいマスクの着用を促し、セラピストはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなど器具を使うことも考えられる。なお、十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の着用を行う。(マスクの正しい着用については本ガイドラインp.31 参照)

< 5 ページ>【修正】

●換気に当たっては、以下の厚生労働省の通知を 参照すること。

新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提 言」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisi n/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

< 5ページ>【修正】

②密集場所

- 対処方針を踏まえたマスクの着用を前提に、 お客さま同士が触れ合わない距離を確保す る。また、予約などを調整し、接客も最小人数 のセラピストにより対応すること。
- 休憩スペース内等の店舗内では、対処方針を 踏まえたマスクの着用及び大声での発声を控 えることを前提に、人と人とが触れ合わない 距離を保つことが可能な程度の人員にてスペ ースの運営を行うこと。

< 5 ~ 6 ページ>【修正】

● セラピストとお客様の飛沫がお互いに直接接触しない工夫を最大限行うこと。具体的には、オミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、施術時にマスクの着用が困難な場合を除き、お客様にも常時正しいマスクの着用を促し、セラピストはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなど器具を使うことも考えられる。なお、十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の着用を行う。(マスクの正しい着用については厚生労働省

HP「マスクの着用について」参照)

< 7 ページ>	< 7 ページ > 【削除】
利用者へのお願い(定型文)	利用者へのお願い(定型文)
⑥過去14日以内に、政府から入国制限、入国後	(削除)
の観察期間を必要と発表されている国・地域等	
への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触	
がある方	
⑦過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症	
のクラスター (集団感染) が発生したとされる場	
所を訪れた方	
< 8 ページ>	(項目全文の削除)
② 新型コロナウイルス接触確認アプリのインスト	
ールの推奨	
<10ページ>	(項目全文の削除)
対応指針3: 新型コロナウイルス感染者がスペー	
ス(店舗)のお客様の中から発生した場合の情報開	
示について確認すること。	
<12 ページ>	<11 ページ>【削除】
③ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備	③ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示するこ	(削除)
と。	
<12 ページ>	<11 ページ>【修正】
③ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備	③ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備
・ハンドドライヤーおよび共通のタオルの使用は	・共通のタオルの使用は中止すること。
中止すること。	
<12 ページ>	<11 ページ> 【削除】
④ 接客コーナー・ヒアリングコーナー	④ 接客コーナー・ヒアリングコーナー
・接客時及びヒアリング時にはお客様と対面で座	(削除)
らず、フィジカル・ディスタンス(ソーシャル・	
ディスタンス (1 m以上、出来たら 2 m以上))	
の確保を心がけること。もしくは、アクリル板・	
透明ビニールカーテン※などで遮蔽すること。	
※火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには	
原則設置しないこと。ただし、上記の場所への設置が感染予防対	
策上必要な場合には、燃えにくい素材(ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のもの。また、(公財)日本防炎協会が定める防	
サカーホネート製のもの。また、(公園) 日本的交融会が走める的 炎性能基準に適合する防炎製品や材料など、防炎製品ラベルが貼	
付されているもの)を使用すること。	

<12 ページ>

④ 接客コーナー・ヒアリングコーナー

・ヒアリング時は、感染リスクが高まる「5つの場面」の「場面3マスクなしでの会話:マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる」ことを想定し、セラピストとお客様の両者がマスクを着用すること。

<13 ページ>

⑤ 施術スペース及びエリア

・お客様同士の距離の確保として、1m以上(できれば2m以上)を目安に可能な限り他の利用者とベッド間隔を空けて施術を行う。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽することなどを検討すること。

<13 ページ>

⑦ セラピスト

・マスクを正しく装着すること。なお、マスクは 感染防止を徹底することから不織布マスクなど の飛沫防止性能の高いものを使用することが望 ましい。マスクの正しい着用方法については、本 ガイドライン p.31 を参照。

<14 ページ>

⑧ リラクゼーションスペース内の換気

・デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調 設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1 時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)を 徹底すること。

<14 ページ>

⑨ レジ及び金銭授受

・現金等の授受を行う場合はトレーを使用し、お 客様との直接的な接触は避けること。

<15 ページ>

(1) セラピストの休憩スペース

・一度に休憩する人数を減らし、対人距離を顔の 正面から1 m以上(できれば2 m以上)保ち、互 い違いに座る等、対面で食事や会話をしないよ <11ページ>【修正】

④ 接客コーナー・ヒアリングコーナー

・ヒアリング時は、感染リスクが高まる「5つの場面」の「場面3マスクなしでの会話:マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やエアロゾル感染での感染リスクが高まる」ことを想定し、セラピストとお客様の両者がマスクを着用すること。

<11ページ>【修正】

⑤ 施術スペース及びエリア

・お客様同士の距離の確保として、対処方針を踏まえたマスクの着用を前提に、人と人とが触れ合わない距離でベッドの間隔を空けて施術を行う。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽することなどを検討すること。

<12ページ>【修正】

⑦ セラピスト

・マスクを正しく装着すること。なお、マスクは 感染防止を徹底することから不織布マスクなど の飛沫防止性能の高いものを使用することが望 ましい。マスクの正しい着用方法については、 厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参 照。

<13ページ>【修正】

⑧ リラクゼーションスペース内の換気

・オミクロン株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)を徹底すること。

<13ページ>【削除】

⑨ レジ及び金銭授受

(削除)

<14 ページ>【削除】

(11) セラピストの休憩スペース

(削除)

うにするか、アクリル板を設置するなど工夫を すること。 <15ページ> <14 ページ>【修正】 ⑪ セラピストの休憩スペース ① セラピストの休憩スペース ・食事中以外のマスク着用を徹底し、飲食時等で ・食事中以外のマスク着用を徹底し、飲食時等で マスクを着用しない場合は、会話を自粛するこ マスクを着用しない場合は、会話を控え、1~2 と。また、マスク着用の場合でも会話は短くする メートルを目安に顔の正面から距離を確保する こと。 よう努めること。 <15ページ>【修正】 ④ セラピストの移動に関する感染防止対策 ④ セラピストの移動に関する感染防止対策 ・感染拡大時には、感染が流行している地域から ・感染が流行している地域から移動や感染が流行 移動や感染が流行している地域への移動は控え している地域への移動は控える。 る。 <16 ページ> <15ページ>【削除】 ④ セラピストの移動に関する感染防止対策 ④ セラピストの移動に関する感染防止対策 ・発症した時のため、接客以外にも誰とどこで会 (削除) ったかの記録は残す。 ・関係者の名簿記録は3週間以上(可能な限り長 く)保管する。(感染が発覚した際、濃厚接触者 を特定するのに用いるため)。 <17 ページ> (項目全文の削除) ⑤ 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA のインストール推進と活用 <17 ページ> <16ページ>【修正】 ⑥ 職場における検査の更なる活用・徹底を図る ⑤職場における検査の更なる活用・徹底を図る ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場 ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場 合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対し 合、健康フォローアップセンターに連絡し、自 てPCR検査等を速やかに実施する。 宅療養する方法の活用も検討する。 <17~18 ページ> <16ページ>【削除】 ⑤職場における検査の更なる活用・徹底を図る ⑥ 職場における検査の更なる活用・徹底を図る ・抗原簡易キットの購入にあたっては、以下が必 ・抗原簡易キットの購入にあたっては、以下が必 要である。 要である。 i.連携医療機関を定めること i.検体採取に関する注意点等を理解した職員の管 ii.検体採取に関する注意点等を理解した職員の管 理下での自己検体採取をすること

(削除)

<16 ページ>【修正】

ii.国が承認した抗原簡易キットを用いること

⑤職場における検査の更なる活用・徹底を図る

理下での自己検体採取をすること

<18 ページ>

iii.国が承認した抗原簡易キットを用いること

⑥ 職場における検査の更なる活用・徹底を図る

・これら具体的な手順、キットの購入申込先リス	・これら具体的な手順、キットの購入申込先リス
ト等については、下記 URL 参照する。	ト等については、下記 URL 参照する。
○令和3年6月25日事務連絡「職場における積極	○令和 4 年 10 月 19 日事務連絡「職場における検
的な検査等の実施手順(第2版)について」	査等の実施手順(第3版)」
https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf	https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf
○令和3年8月13日事務連絡「職場における積極	○令和3年8月13日事務連絡「職場における積極
的な検査の促進について」	的な検査の促進について」
https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf	https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf
<19ページ>	(項目全文の削除)
⑦「セラピスト」に「感染が疑われる」場合の流れ	
<20ページ>	(項目全文の削除)
⑧「セラピスト」が「感染した」場合の流れ	
<21ページ>	<17 ページ>【加筆】
(なし)	令和4年7月 22 日付け厚生労働省新型コロナウ
	イルス感染症対策本部の各都道府県・保健所設置
	市・特別区衛生主管部(局)宛事務連絡において、
	同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触
	者の特定・行動制限は行う必要がないこととされ
	ていますが、自治体によっては保健所による濃厚
	接触者の特定を実施する場合がありますので、ご
	留意ください。
<22~23ページ>	(項目全文の削除)
(4)緊急時の対応について	
<24ページ>	(項目全文の削除)
(5)スペース(店舗)における新型コロナウイルス	
感染症拡大防止チェックリスト	
<25ページ>	(項目全文の削除)
3.認定試験やリラクゼーションゼミナールへの対	
応	
1	